

1 国基準省令と県基準条例の対照表(軽費老人ホーム)

福祉保健部長寿社会課

関係省令	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成二十年五月九日厚生労働省令第百七号)
------	---

【軽費老人ホーム】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
基本方針(第2条)	基本方針(第2条)
構造設備等の一般原則(第3条)	構造設備等の一般原則(第3条)
設備の専用(第4条)	設備の専用(第4条)
職員の資格要件(第5条)	職員の資格要件(第5条)
職員の専従(第6条)	職員の専従(第6条)
運営規程(第7条)	運営規程(第7条)
非常災害対策(第8条)	非常災害対策(第8条)
記録の整備(第9条)	記録の整備(第9条)
設備の基準(第10条)	設備の基準(第10条)
職員配置の基準(第11条)	職員配置の基準(第11条)
入所申込者等に対する説明等(第12条)	入所申込者等に対する説明等(第12条)
対象者(第13条)	対象者(第13条)
入退所(第14条)	入退所(第14条)
サービスの提供の記録(第15条)	サービスの提供の記録(第15条)
利用料の受領(第16条)	利用料の受領(第16条)
サービス提供の方針(第17条)	サービス提供の方針(第17条)
食事(第18条)	食事の提供(第18条)
生活相談等(第19条)	生活相談等(第19条)
居宅サービス等の利用(第20条)	居宅サービス等の利用(第20条)
健康の保持(第21条)	健康の保持(第21条)
施設長の責務(第22条)	施設長の責務(第22条)
生活相談員の責務(第23条)	生活相談員の責務(第23条)
勤務体制の確保等(第24条)	勤務体制の確保等(第24条)
定員の遵守(第25条)	定員の遵守(第25条)
衛生管理等(第26条)	衛生管理等(第26条)
協力医療機関等(第27条)	協力医療機関等(第27条)
掲示(第28条)	掲示(第28条)
秘密保持等(第29条)	秘密保持等(第29条)
広告(第30条)	広告(第30条)
苦情への対応(第31条)	苦情への対応(第31条)
地域との連携等(第32条)	地域との連携等(第32条)
事故発生の防止及び発生時の対応(第33条)	事故発生の防止及び発生時の対応(第33条)

【経過的軽費老人ホーム】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例
施行期日（附則第1条）	施行期日（附則第1条）
経過的軽費老人ホーム（附則第2条）	経過的軽費老人ホーム（附則第2条）
軽費老人ホームA型に係る基本方針（附則第3条）	軽費老人ホームA型に係る基本方針（附則第3条）
軽費老人ホームA型の規模（附則第4条）	軽費老人ホームA型の規模（附則第4条）
軽費老人ホームA型の設備の基準（附則第5条）	軽費老人ホームA型の設備の基準（附則第5条）
軽費老人ホームA型の職員配置の基準（附則第6条）	軽費老人ホームA型の職員配置の基準（附則第6条）
軽費老人ホームA型の利用料の受領（附則第7条）	軽費老人ホームA型の利用料の受領（附則第7条）
軽費老人ホームA型における健康管理（附則第8条）	軽費老人ホームA型における健康管理（附則第8条）
軽費老人ホームA型における生活相談員の責務（附則第9条）	軽費老人ホームA型における生活相談員の責務（附則第9条）
準用（附則第10条）	準用（附則第10条）